

2022年度 早稲田大学大学院法務研究科
法学既修者試験 論述試験
商 法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

本問は、具体的な法令違反に関する取締役の任務懈怠責任について問う問題である。

株式会社の取締役は、その任務を怠ったことにより会社に生じた損害を賠償する責任を負う（会社法 423 条 1 項）。株式会社の取締役は法令を遵守して職務を行う義務を負うところ（会社法 355 条）、法令違反のあった会社の取締役もその任務懈怠により会社に生じた損害を賠償する責任を負う。ここでの「法令」の意義について、最判平成 12 年 7 月 7 日民集 54 卷 6 号 1767 頁は、取締役を名あて人とする一般的な義務や個別的な規定だけでなく、「会社を名あて人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定もこれ（平成 17 年改正前商法 266 条 1 項 5 号のこと：引用者）に含まれる」と解している（全法令包含説ないし非限定説）。これに対しては、会社・株主の利益保護のための規定や公序に関わる規定のみを対象とすべきであるなどのいわゆる限定説も主張されているところである。取締役の任務懈怠の前提となる法令違反の「法令」の意義や範囲について適切に論じられているかが問題となる。また、具体的な法令の違反に関する取締役の任務懈怠責任の理解の仕方については、取締役の法令遵守義務違反が任務懈怠となるかを巡っていわゆる一元説と二元説との対立があり、最判平成 12 年 7 月 7 日民集 54 卷 6 号 1767 頁は、平成 17 年改正前商法 266 条 1 項 5 号の法令違反行為に係る取締役の対会社責任について二元説的な理解を示しているとする見解が多い。

本問では、全法令包含説および限定説のいずれの立場によるかを明確にし、その上で上記の一元説・二元説のいずれに立って解答するかが問われる。一元説では乙社の違法行為について A～C の各取締役の善管注意義務（会社法 330 条・民法 644 条）違反の有無について論じる必要があり、他方二元説では法令遵守義務違反という任務懈怠があったことを前提に帰責事由の有無が各取締役について問題となり、任務懈怠行為や違法性の認識について故意・過失の有無を論じることとなる。

さらに本問では D に対する多額の損害賠償金と保健所による出荷停止命令により生じた損失や逸失利益が乙社が被った損害と考えられ、これらが各取締役の任務懈怠と相当因果関係のある損害と言えるかが問題となる。また、乙社ではタンクの洗浄費用の節約やそれによる乳製品の相対的な売り上げの向上があったとされ、これらによる利益が上がっている可能性があるため、これらが損益相殺の対象となるかも問題となり得るであろう。

以上